



絵と文：千葉てるお

今号のお知らせ

- 令和3年度年金委員・健康保険委員表彰が行われました2
- 社労士通信 vol.113
- 令和4年4月から、60歳以上65歳未満の在職老齢年金の基準が緩和されます4
- 退職後の健康保険のご案内6
- 岩手県社会保険協会からのお知らせ8
- 2月・3月の年金出張相談所日程8

「年の初めにわが街を想う」

年賀状を通して
旧友や恩師との記憶が蘇る。
毎日が楽しく弾んでいた日々。
中津川での水切り遊び：
よく連れて行ってもらった
じゃじゃ麺の美味さ：
大好きなおやつはお茶餅：
年の初めに年賀状を眺め
そんな記憶が次々と蘇り
時を超えて幼少に遊んでしま
う年の初めだ。
そう、それが私の育った
岩手県・盛岡の街です♪



● 職場内で回覧しましょう！

一般財団法人 岩手県社会保険協会ホームページ / <http://www.syahokyo-iwate.com/>

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般財団法人 岩手県社会保険協会
 会長 谷村 邦久
 外 役職員一同

会員皆様の福祉向上に向け、社会保険制度の的確な情報提供を図りながら健全運営に努める所存であります。
 皆様のこの一年間のご多幸をお祈り申し上げ、本年も何卒
 よろしくお願いたします。

令和3年度 年金委員・健康保険委員表彰が行われました

厚生労働大臣表彰は、年金委員の佐々木和彦さん(矢巾町)、大澤礼二さん(花巻市)が受賞されました。



令和3年11月25日(木)に盛岡市内のホテルで年金委員及び健康保険委員活動に功績のあった委員35名の方に対し厚生労働大臣表彰等の表彰伝達式が行われました。日頃の委員活動の功績が認められ受賞されました皆様は次の方です。

令和3年度 年金委員・健康保険委員被表彰者名簿

年金委員表彰(19名)				健康保険委員表彰(16名)			
表彰区分	氏名	事業所名	所在地	表彰区分	氏名	事業所名	所在地
厚生労働大臣表彰(2名)	佐々木 和彦	株式会社三ツ星商会	矢巾町	厚生労働大臣表彰		該当なし	
	大澤 礼二	北東金属株式会社	花巻市		全国健康保険協会理事長表彰(3名)	高橋 宏子	有限会社東北電気設備工事
日本年金機構理事長表彰(4名)	加藤 洋子	鎌田段ボール工業株式会社	奥州市	藤田 剛		三田農林株式会社	盛岡市
	及川 元	リアス環境管理株式会社	宮古市	阿部 滝子		株式会社阿部総業	奥州市
	職域型年金委員	新高電気株式会社	花巻市	全国健康保険協会岩手支部支部長表彰(13名)	清水 智幸	公益財団法人岩手県下水道公社	盛岡市
大畑 奈保美	社会福祉法人山形福祉会	久慈市	吉田 世子		株式会社岩手開発測量設計	盛岡市	
日本年金機構理事長表彰(13名)	川村 敦夫	株式会社木津屋本店	盛岡市		那須川 知子	株式会社吉田印刷	盛岡市
	花澤 節子	株式会社宮崎商店	盛岡市		菊池 建市朗	株式会社東北鉄興社	一関市
	佐藤 正博	岩手トヨペット株式会社	盛岡市		高橋 綾子	文秀堂株式会社	奥州市
	佐藤 浩之	イワテ・プリミート株式会社	紫波町		高橋 徳行	社会福祉法人友愛会 特別養護老人ホーム友愛園	金ケ崎町
	鈴木 千春	株式会社千蔵生コン	一関市		鈴木 あけみ	トーバン印刷株式会社	一関市
	鈴木 誠弥	株式会社東開技術	奥州市		千田 貴利子	株式会社小原建設	北上市
	千田 幸子	興国設計株式会社	奥州市		及川 孔壘	双葉精密株式会社	釜石市
	猪俣 早祐里	釜石飼料株式会社	釜石市		賀口 明美	有限会社賀口部品商会	久慈市
	伊藤 裕太	重茂漁業協同組合	宮古市		熊谷 祐子	一般社団法人 大船渡市観光物産協会	大船渡市
	澤里 伸江	株式会社トーノ精密	遠野市		佐々木 健行	社会福祉法人天神会ひばり療護園	久慈市
	鈴木 孝一	花巻ガス株式会社	花巻市		片方 恭子	株式会社拓三建設	花巻市
	辻 真澄	東網スチールコード株式会社	北上市				
	職域型年金委員	医療法人青松会	二戸市				

受賞者の皆様、大変おめでとうございます。今後のさらなるご活躍を祈念申し上げます。

脳・心臓疾患の労災認定基準が改正されました

総務担当者 「脳・心臓疾患の労災認定基準」が20年ぶりに改正されたそうですね?

社労士 はい。これまで、業務による過重負荷を原因とする脳血管疾患及び虚血性心疾患等については、平成13年12月に改正した認定基準に基づき労災認定が行われていました。昨今、働き方の多様化や職場環境の変化が生じていることから、最新の医学的知見を踏まえ、「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」として改正が行われ、令和3年9月15日から適用となりました。



総務担当者 どのように変わったのですか?

社労士 今回の改正のポイントは大きく以下の4点となります。
 ①長期間の過重業務の評価にあたり、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化
 ②長期間の過重業務、短期間の過重業務の労働時間以外の負荷要因を見直し
 ③短期間の過重業務、異常な出来事の業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化
 ④対象疾病に「重篤な心不全」を新たに追加

総務担当者 特に注意すべき点は、どのようなことになりますか?

社労士 これまでの認定基準では、主に長期間の過重業務(発症前1か月におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり80時間を超える時間外労働)が認められる場合には業務と発症との関係が強いと判断されていました。今回の改正では、このような長時間に至らなくても、これに近い時間外労働を行った場合には、「労働時間以外の負荷要因」も併せて考慮し、業務と発症との関係が強いと評価することになりました。

総務担当者 「労働時間以外の負荷要因」とは具体的にどのようなことですか?

社労士 今回の改正で追加されたものとして次のようなものが挙げられます。
(1)勤務時間の不規則性
 例：休日のない連続勤務、勤務間インターバルが短い勤務、等
(2)事業場外における移動を伴う業務
 例：移動(特に時差のある海外への移動)の頻度、移動時間中の状況や疲労の回復状況、等
(3)身体的負荷を伴う業務
 例：重量物の運搬作業、人力での掘削作業、事務職の労働者が激しい肉体労働を行う、等

総務担当者 労働時間の長さ以外にも注意しなければならない点があるそうですね。

社労士 そうですね。今回の改正では、労働時間の長さはもちろん、それ以外の要因も総合的に評価して、業務と発症の関連性を判断するよう基準が見直され、その基準も明確化されました。労災認定が柔軟になったと言えますが、その反面、実務では過重労働とならないようよりキメの細かい労務管理が求められるようになりましたので注意が必要です。

ささいな事でもお気軽にどうぞ!
 詳しくはお近くの
社会保険労務士にご相談ください。
 ホームページ▶ <https://www.iwate-sr.jp>

令和4年4月から、60歳以上65歳未満の在職老齢年金の基準が緩和されます。

60～65歳未満の方に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、年金の支給が停止される基準が現行の賃金と年金月額合計額28万円から47万円に緩和され、賃金と年金月額の合計額が47万円以下の方は、年金額の支給停止がされなくなります。

改正後

①基本月額^{※1}と総報酬月額相当額^{※2}の合計額が47万円以下のとき

支給停止額
= 0円(全額支給)

②基本月額^{※1}と総報酬月額相当額^{※2}の合計額が47万円を超えるとき

支給停止額
= (総報酬月額相当額+基本月額-47万円)×1/2×12

※1：年金額(年額)を12で割った額。共済組合から支給される老齢厚生年金を含む。
※2：毎月の賃金(標準報酬月額)と1年間の賞与(標準賞与額)を12で割った額の合計額。

計算例

老齢厚生年金額108万(基本月額9万円)の方が、総報酬月額相当額37万円(標準報酬月額30万円 標準賞与額84万円(月額7万円))の場合

《制度改正前》

- ◎基本月額 108万円÷12=9万円
- ◎基本月額が**28万円以下**で、総報酬月額相当額が47万円以下
 - 支給停止額=(37万円+9万円-28万円)×1/2×12=108万円(月額9万円)
 - 年金支給額=108万円-108万円=0円(月額0円)

老齢厚生年金
9万円

支給停止
9万円

(現行では)老齢厚生年金の月額9万円が支給停止となり、勤め先からの賃金・賞与(月額37万円)が合計の収入となります。

《制度改正後》

- ◎基本月額 108万円÷12=9万円
- ◎総報酬月額相当額37万円(標準報酬月額30万円、標準賞与額84万円(月額7万円))
→基本月額と総報酬月額相当額の合計額が**47万円以下**のため、支給停止0円

老齢厚生年金
9万円

全額支給
9万円

(改正後は)老齢厚生年金の支給停止額が0円となり、月額9万円(満額)支給となります。そのため、勤め先からの賃金・賞与(月額37万円)と年金額(月額9万円)を足して、月46万円が合計の収入となります。

「賞与支払届」の提出はお済みですか？

被保険者に賞与を支払ったときは、支給日から5日以内に「被保険者賞与支払届」の提出が必要となります。また、本年度より「賞与支払届総括表」の添付は不要となりましたが、賞与支払予定月に賞与が支払われなかった場合は、「賞与不支給報告書」をご提出いただくようお願いいたします。

第2回岩手県年金ポスターコンクールを開催しました。

公的年金制度は「世代間での支えあい」という理念をもとに成り立っていることを理解していただき、より身近に感じてもらうことを目的として、岩手県内の中学生を対象に年金ポスターコンクールを開催しています。

2回目となる今回は、岩手県内21中学校から77作品もの素晴らしい作品をご応募いただきました。厳正なる審査により、受賞者の皆様へ賞状の授与と記念品を贈呈いたしました。

今後も引き続き、「第3回岩手県年金ポスターコンクール」を開催予定です。

■主催：日本年金機構、岩手県内年金事務所(盛岡・一関・宮古・二戸・花巻)

■後援：厚生労働省東北厚生局、岩手県教育委員会、岩手日報社、NHK盛岡放送局

岩手県社会保険労務士会、一般財団法人岩手県社会保険協会、全国国民年金基金岩手支部



盛岡中央高等学校附属中学校3年 阿部 央さん



矢巾町立矢巾中学校3年 渡邊 永和さん



北上市立南中学校3年 舘川 凜さん



矢巾町立矢巾中学校3年 辻鼻 玖妃さん



盛岡市立土淵中学校3年 須々田 理緒奈さん

来年の確定申告が楽しみになります。まずは、資料請求を！

全国国民年金基金 岩手支部

フリーダイヤル 0120-65-4192

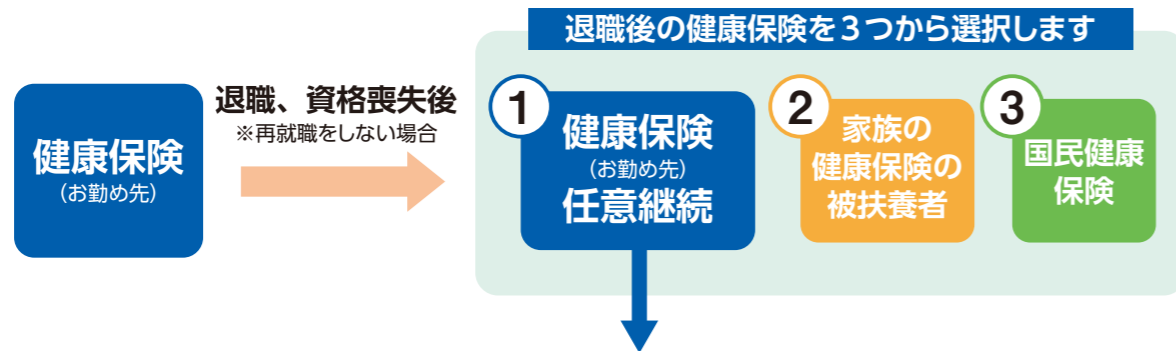
<https://www.zenkoku-kikin.or.jp/>

〒020-0024 盛岡市菜園一丁目3番6号 農林会館9階



退職後の健康保険のご案内

任意継続は、お勤め先を退職した場合など協会けんぽの被保険者の資格を喪失したときに、一定条件のもと、引き続き健康保険に加入することができる制度です。



① 健康保険(お勤め先)任意継続

加入要件

- ◎資格喪失年月日の前日(退職日)までに継続して**2か月以上の被保険者期間**があること。
- ◎資格喪失年月日(退職日の翌日)から**20日以内**に、住所地の協会けんぽ都道府県支部へ申出書を提出(必着)すること。

加入期間

- 任意継続被保険者となってから
2年間
- ※毎月の保険料を納付期限までに納付できなかった場合等は資格を喪失します。

お問い合わせ先：TEL 019-604-9070(業務グループ)

マイナンバーカードの保険証利用について

対応している医療機関において、マイナンバーカードが保険証として利用できます。なお、保険証としての利用には事前申込が必要です。

▶対応している医療機関

厚生労働省のホームページをご覧ください。

▶事前申込方法

マイナポータルやセブン銀行ATMからお申し込み頂けます。

▶様々なメリット

- ・特定健診や薬剤情報がマイナポータルで閲覧できる!
- ・マイナポータルからe-Taxに連携し、確定申告が簡単に!
- ・就職や転職、引越をしても、保険証としてずっと利用できる! など

詳しくはこちら



厚生労働省ホームページ

お問い合わせ先：TEL 0120-95-0178(マイナンバー総合フリーダイヤル)

令和3年度「医療費のお知らせ」について

加入者の皆様ご自身の医療費を確認していただくことで、健康保険への関心を高めることを目的に、年1回「医療費のお知らせ」を事業所様宛にお送りしております。

お届け時期 令和4年1月中旬～下旬

対象期間 令和2年10月～令和3年9月診療分

※開封せずに各被保険者様にお渡しください。

※退職等によりお渡しいただけない場合には、お手数をお掛け致しますが、同封の返信用封筒にて当協会へご返送ください。

※上記対象期間に受診していない、または、お知らせ対象外の受診である場合、「医療費のお知らせ」は作成されません。

※医療費控除の申告に関する事項は、税務署にお問い合わせください。

お問い合わせ先：TEL 019-604-9088(レセプトグループ)

YouTubeに動画を公開しました!

協会けんぽ岩手支部では、加入者皆様のご意見を参考に、申請書の解説動画を作成しました! 傷病手当金や高額療養費の申請書の書き方でお困りの際は、是非ご活用ください。

検索ワード 「協会けんぽ 岩手支部」

動画のコンセプト

✓音を出さなくても理解できる

→フル字幕方式としました。
仕事中に視聴できます。

✓知りたい箇所だけ視聴できる

→チャプターを設定しました。
説明欄の目次や再生バーから知りたい項目のみ視聴できます。

動画名

傷病手当金支給申請書
よくあるご質問【協会けんぽ】



高額療養費支給申請書
よくあるご質問【協会けんぽ】



メールマガジン
ご登録をお願いします!

入会費・年会費無料!
毎月25日頃
定期配信中!



お問い合わせ先：TEL 019-604-9018(企画総務グループ)

全国健康保険協会 岩手支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>



社会保険協会からのお知らせ

健康づくり事業

「民話の里 遠野健康ウォーク」「健康ウォークin平泉」が行われました

今年度は2年ぶりに遠野、平泉で健康ウォーキングを実施しました。両日とも天候に恵まれ、5歳から80歳までの合わせて160名が遠野ウォーキング協会、平泉歩こう会の全面的なご支援の下それぞれ6キロ、9キロのコースを満喫することができました。遠野市ではSL銀河も間近で見ることができ、平泉では終盤を迎えた紅葉の中尊寺と月見坂を堪能することができました。コロナ禍のため、参加者を制限せざるを得ない状況となりましたことについてお詫びを申し上げます。



遠野市 名勝 續石



平泉町 国宝 金色堂

社会保険協会からのお願い

事業所所在地等を変更されたときはご連絡ください

事業所の名称・所在地・電話番号を変更された場合は、下記により当協会あてご連絡をお願いいたします。

変更届

(送付先) FAX 019-626-0252

一般財団法人岩手県社会保険協会

会員番号 - - -

(宛名ラベルの下にあります)

	変更前(全事項記入願います)	変更後(変更事項のみ記入願います)
ふりがな 事業所名		
所在地	〒 —	〒 —
電話		電話

年金出張相談所

会場	2月	3月	時間	
盛岡	八幡平市役所(多目的ホール)	10(木)	10(木)	10:00~15:30
	ゆはず交流館(岩手町)	16(水)	16(水)	10:00~15:30
	葛巻町役場	24(木)	3月はお休みです	11:00~15:00
	紫波町役場	2月はお休みです	23(水)	10:00~15:30
一関	陸前高田市役所	17(木)	3月はお休みです	10:30~15:30
	大船渡市役所	24(木)	24(木)	10:30~15:30
	奥州市役所(本庁)	2月はお休みです	3(木)	10:00~15:15
奥州市役所(江刺総合支所)	3(木)	3月はお休みです	10:00~15:15	
宮古	青葉ビル第1・2研修室(釜石市)	17(木)	17(木)	10:00~15:30
花巻	遠野市役所本庁舎3階	3(木)	3(木)	10:30~15:30
二戸	久慈市文化会館(アンバーホール)	10(木)	10(木)	10:30~16:00
		24(木)	24(木)	10:30~16:00

年金相談のご案内

県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

- ①月曜日(祝日にあたる時は翌開所日)午後7時まで受付を延長
- ②第2土曜日は、休日相談日9:30~16:00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえお出かけください。

【自動音声案内番号】

- 盛岡年金事務所 ☎019-623-6211(代) → 5
- 一関年金事務所 ☎0191-23-4246(代) → 1→2
- 宮古年金事務所 ☎0193-62-1963(代) → 5
- 花巻年金事務所 ☎0198-23-3351(代) → 1→2
- 二戸年金事務所 ☎0195-23-4111(代) → 5

※各会場とも電話による時間予約制を実施しています。相談日の前日までに管轄の年金事務所へご予約ください。